

都島放射線科クリニックにおける公的研究費の内部監査マニュアル

平成 28 年 1 月 29 日

1) 目的

このマニュアルは、「都島放射線科クリニックにおける公的研究費の不正防止基本方針」に基づき、競争的資金等の内部監査（以下、「監査」という。）の実施について定めるものである。

2) 内部監査部門

競争的資金等のモニタリング及び監査を行うために、最高管理責任者は内部監査部門を設置する。内部監査部門は、最高管理責任者もしくは最高管理責任者が指名する者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者をもって組織する。また、内部監査部門は、必要に応じて会計監査人の意見を求め、適正に内部監査を実施する。

3) 監査の対象

前年度の競争的資金等に係る業務全般とする。

4) 監査事項

- ① 直接経費の管理状況の確認
- ② 設備・機器等に係る管理状況の確認
- ③ 公的研究費の使用に関する書類及び保管状況の確認
収支簿、預金通帳、書類（見積書、納品書、請求書、領収書、出張申請書など）
- ④ 研究費の執行状況の確認
- ⑤ その他、監査に係る必要な事項

5) リスクアプローチ監査事項

不正発生のリスクが高いと思われる事項についてサンプルを抽出し、以下の監査を行う。

- ① 購入物品について、研究目的との整合性、使用状況についてヒアリングを実施する。
- ② 出張について、目的や概要についてヒアリングを実施する。

6) 監査の実施

内部監査は、年 1 回実施する。また、不正発生のリスクが高いと思われる場合には、必要に応じて、リスクアプローチ監査を実施する。

7) 監査内容のフィードバック

内部監査部門は、把握された不正発生要因に応じて、監査事項を随時見直し、効果的な監査が実施できるように努める。